

元少年死刑確定へ



発行所
山形新聞社
山形市旅籠町2-5-12
電話 代表023(622)5271
Copyright (c) 2012
Yamagata Shimbun

2012年
2月20日
〈月曜日〉

電
速
報
版
子

購読申し込み
(9-17時)

0120-81-8040

やまがた
ニュースオンライン

<http://yamagata-np.jp>

Mbi | eやましん

<http://yamagata-np.jp/k/>



詳しくは山形新聞を
ご覧ください。

光市母子殺害、上告棄却

1999年の山口県光市母子殺害事件で殺人や女性暴行致死などの罪に問われ、2008年に広島高裁の差し戻し控訴審判決で死刑とされた犯行当時18歳1カ月の元少年大月孝行(旧姓 福田)被告(30)の上告審判決で、最高裁第1小法廷(金築誠志裁判長)は20日、被告の上告を棄却した。死刑が確定する。

判決は「犯行は甚だ悪質で、動機や経緯に酌量の余地はない。被害者の尊厳を踏みにじ

る冷酷、残虐で非人間的な行為だった」と指摘した。

最高裁が故永山則夫



山口県光市母子殺害事件の上告審判決で、最高裁に入る本村洋さん。20日午後

光市母子殺害事件
1999年4月14日、山口県光市の会社員本村洋さん(35)宅で妻弥生さん(当時23)と長女夕夏ちゃん(当時11カ月)が殺害された。18歳になったばかりだった近所の大月孝行被告が4日後に逮捕され、犯行時少年への死刑適用について法廷内外で幅広

い議論を呼んだ。本村さんは犯罪被害者支援の重要性を訴え続け、被害者の権利を明記した犯罪被害者基本法成立(2004年)や、遺族らが刑事裁判に加わって求刑意見などを述べられる「被害者参加制度」を盛り込んだ刑事訴訟法改正(07年)の大きなきっかけとなった。

方や少年事件の厳罰化、死刑適用をめぐる議論に大きく影響しうだ。
一審山口地裁と差し戻し前の控訴審は年齢や更生可能性などを理由に無期懲役としたが、最高裁が「年齢は死刑回避の決定的事情とまではいえない」と破棄。特に酌むべき事情がほかにあるかを審理した差し戻し控訴審は、殺意の有無や犯行態様などで主張が大きく変わった点を検討しても「極刑回避の事情はない」と死刑を言い渡し、被告側が上告していた。
【お断り】光市母子殺害事件で死刑が確定する元少年を実名で報じます。更生、社会復帰への配慮が必要なくなるためです。